

下呂商工会だより



令和5年1月吉日（睦月）発行：下呂商工会
Tel：0576-25-5522
下呂市森 801-10
<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年も商工会活動に対しまして、一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「長引く新型コロナウイルス感染症」「物価高による消費の下振れ」等、地域の商工業者を取り巻く環境は、まだまだ厳しい状況ですが、商工会会員の皆さまにとって、希望に溢れる良い一年となることを願うばかりです。

様々な不安を抱える状況の中、地域の商工業者を支えていく経済団体として、「最も身近な経営相談所」となるよう経営支援のニーズの掘り起しを図り、地域商工業者の皆さまの持続的発展を目指し、新たな気持ちでその責務を果たすよう一層の努力をしてみたいです。



申請締切1月10日です！ 下呂市広告宣伝等支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響に加え原油高や物価高騰により、売上高等が減少している事業者等が、年末年始の商戦に向けて、商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する経費の一部に対し支援を受けられるものです。

申請期限までわずかですが、例えば「節分の売出し（恵方巻）」「新年に向けての売出し」等、今月末までにチラシやリーフレットを作成される事業所は、ぜひご相談ください。



【補助対象者】

- 次のいずれかに該当する事業者等であって、市税等の滞納がないこと
 - 市内に事業所等を有する中小法人等
 - 令和4年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
 - 下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等
- 売上高等が次のいずれかに該当する事業者
 - 令和4年度のいずれかの月の売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同月と比較して減少していること
 - 令和4年度のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高・物価高騰の影響を受けていること
 - 平成31年4月以降に創業した事業者の場合、創業時に商工会や金融機関等の支援を受けて作成した収支計画の同月比の減少と比較することも可能

【補助対象経費】 年始の商戦にかかわる広告・宣伝活動に要するもの

- チラシ、リーフレット、のぼり、ホームページ制作など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、宣伝費、掲載料、委託料、消耗品費等）※備品は除きます。
- その他市長が必要と認める経費
- 他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象経費としない

※令和4年10月3日から令和5年1月31日までに支払いが完了した経費を対象とする（カード払いの場合は口座からの引落としをもって支払い完了とします）

【補助金交付額】 1事業者につき令和4年度において1回のみ

- 補助限度額 1事業者につき5万円
- 補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）

【申請期間】

令和4年10月3日から令和5年1月10日まで

※注意：補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 0576-24-2222（内線162）



使用期限は2月15日！換金期限は2月22日！ 下呂市地元応援商品券2022

この商品券の使用にあたり、お客様の中で、商品券のミシン目にそって切り離さず、灰色の箇所等にそって切り取り、お店に持って来られた方がありました。（下記例のように赤の線で切り取っている場合）本商品券については、ミシン目通りに切り離したかたちのものでなければ、破損した商品券となり使用できなくなります。

すでに、11月16日付で全会員にハガキにて注意喚起のお知らせをしていますが、正規のかたちのものでない商品券を持って来られたお客様があった場合は受け取らず、お客様に下呂市役所商工課に連絡し、ご相談くださるようお願いください。



（市役所商工課：24-2222 内線164）

- ①使用期間は令和5年2月15日（水）です。
- ②市内すべての商工会会員の事業所で使用できます。ただし2種類あり、ピンク色のB券（3,000円分）の使用には制限があります。青色のA券（2,000円分）はすべての商工会会員の事業所で使用できます。
- ③会員の皆さまの換金期限は、令和5年2月22日（水）となっています。期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても換金することはできません。

商工会で新しい商品券に換えることはできません。

すでにこの商品券を使用されている市民の方も多いようですが、商工会での換金状況をみると、まだまだ利用されていない方もあります。年末のチラシにこの商品券の利用をPRし、販促活動につなげている事業所も見受けられますが、引き続き商品券事業を活用した販促活動を展開してください。

令和4年分の年末調整

今年も年末調整の時期が近づいて参りました。商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しく下さい。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに来会されますことをお勧めします。

※納期特例届出事業者の源泉所得税納付期限 令和5年1月20日（金）

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

- ①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した源泉税の領収書
（注）納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用できません。納付書が無い方は、来会前に商工会へお電話下さい！また、税務署・市役所から送られてきている書類を袋ごとご持参ください。（償却資産申告書もお忘れなく！）
- ②各種証明書
生命保険・個人年金・介護保険料・地震保険・建更等証明書

裏面につづきます。

- ③給与所得者の保険料控除申告書
- ④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ⑤給与所得者の配偶者控除等申告書
- ⑥所得税源泉徴収簿
- ⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（下呂市税務課提出）

年末調整事務において、毎年、下呂市税務課に給与支払報告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項について確認し期日までに必ず提出してください。

- ①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）
令和4年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払いを受けたすべての従業員等。
- ②提出期限
令和5年1月18日（水） 源泉税納付期限とは異なります。

確定申告の準備はお済みですか？ 決算、所得税、消費税確定申告支援

商工会では、個人事業者の決算・確定申告全般にわたり、一連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援を実施させていただいた事業所の方には、近日中に申告指導支援の案内を郵送させていただきますが、持参いただく書類等をよく確認していただき、お早めに来会いただきますようお願いいたします。

尚、商工会規程により、事務手数料をお願いしますのでご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症による支援金等の申請の際に、申告書等を紙ベースで提出されている方は、申告書に税務署の受付印が必要となる場合や、自分で電子申告されている方は、送信したメール詳細が必要となる場合がありますので、確定申告の際にはご注意ください。

【個人事業者確定申告法定納期限】

所得税及び復興特別所得税確定申告	令和5年3月15日（水）
消費税及び地方消費税確定申告	令和5年3月31日（金）

☆ご注意ください！ 給付金等と確定申告

令和2年以降、「新型コロナウイルス感染症」に伴う様々な給付金等が出され、多くの事業者の方が申請され給付を受けたことと思えます。こういった事業者の収入が減少したことに対する補償や、必要経費に対する補てんを目的に給付された給付金等については、事業所得となります。確定申告の際には忘れないようお願いいたします。

これらの給付金等は、所得税の対象となり、**決算書上では「雑収入」に計上**してください。

年内に金額が確定しているものの入金されていない場合は、「未収入金」に計上してください。問い合わせがありましたら、高山税務署・商工会へご連絡ください。

STOP! 冬季労働災害プロジェクト

冬季は、積雪・凍結・寒冷に起因した転倒災害、墜落・転落災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒災害など、冬季特有の労働災害が毎年多発していることから、高山労働基準監督署では、昨年12月1日から本年3月31日までの4か月間、「STOP! 冬季労働災害プロジェクト」を推進しています。実施要綱やリーフレットを参考に取り組みをすすめましょう。

（岐阜労働局のWebサイトからダウンロードできます。）

※検索ワード 「高山労働基準監督署 最新情報」

補助金の申請は・・・経営計画があってこそ！ 補助金制度を考える！

☆小規模事業者持続化補助金☆ 今年度最後の公募です。商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支援するために経費の一部を補助するものです。

- ①補助率 補助対象経費の2/3
- ②補助金額 上限50万円（通常枠の場合）
- ③申請締切日 第11回：令和5年2月20日（月）
- ④補助事業実施期間 令和5年9月30日（土）まで

ところで・・・その取り組み、

☆補助金がなくても実行しますか？☆

①「申請すれば誰でももらえる」ものではありません。計画の合理性や収益性、実現可能性などを評価され、採択を受けた方が計画を実行し、一定の成果を報告する必要があります。

②「補助金」をもらうことだけに意識がいませんか？
せっかくなら、より効果的な活用をしましょう。「補助金」は「手段」であって「目的」ではありません。『その取り組みは「補助金」が無くても実行することですか？』と問われた時、どう答えますか？

③その経営計画の主役は事業者です。
誰かに丸投げではなく、実行することを前提に計画書を書きましょう！ 支援機関として「商工会」も前向きに販路開拓等に取り組む事業所を応援していきます。その中で、事業者皆さま自身が真摯に経営計画を持ち、向き合った上で補助金を申請することが本当の「補助金」制度の活用と言えます。

『事業所の「現状」をみつめて、「問題」を見出し、将来達成したい「目標」に向けてどんな課題を解決するのか。』こんな流れを書き出してみてください。ここからがスタートです。まずは取り組む姿勢をアピールしてください。

商工会として、これからの各種補助金制度の申請にあたり、まずは事業者の方に補助金制度を充分理解していただき、一緒に取り組んでいくため、下記のようなながれで支援にあたりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

まずは申請までのながれです！

- ①商工会が指定する期限までに、事務局に補助金申請の連絡相談をしてください。
- ②申請しようとする補助金制度を理解していただき、申請・採択可否・実行・報告までのながれを説明します。
- ③まずは事業者自身で計画を書いてみてください。
- ④商工会と事業者の方で計画を見直し、ブラッシュアップします。（場合によっては、専門家に指導をいただくこともあります。）
- ⑤最終チェックを行い、申請書を提出。



上記、「第11回 小規模事業者持続化補助金」の申請を検討される方は、**1月20日（金）までに必ずご連絡ください。**

☆未来を見つめる事業所を、商工会も応援します！☆

下呂商工会ホームページもご活用下さい！

下呂商工会ホームページでは、商工会だよりに掲載している内容の詳細な情報や事業者支援施策の最新情報などさらに多くの情報を発信しています。QRコードを読み取ってご覧ください。 <https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

